養育医療の申請について

１．養育医療とは？

生まれた時の体重が２，０００g 以下または医師が身体機能の未熟と判断したお子さんが、指定医療機関に入院し医療を受ける場合に、医療費（保険診療分）や食事療養費を助成します。

市町村民税額等に応じて自己負担金がありますが、市町村の乳幼児医療の助成の対象となります。（所得の高い方は一部例外があります。＜裏面参照＞）

２．申請に必要な書類

１．養育医療給付申請書 （様式３号）	**保護者の方が記入してください。** （治療開始（出生日）から１ヶ月以上を経過して申請するときは「遅延理由書」が必要な場合があります。）
２．養育医療意見書 （様式４号）	**病院で主治医に記入してもらってください。**
３．世帯調書 （様式５号）	**同一世帯の方全員について記入してください。**
４．市町村民税所得割額が分かる書類 【注】今年度の市町村民税所得割額が判明しないときは、**前年度の市町村民税所得割額**が分かる書類が必要です。	**市町村民税所得割額（扶養義務者全員分）を証明する書類が必要です。** **（１）市町村民税の課税（非課税）証明** **（２）市町村民税特別徴収税額の決定通知書**
５．委任状	養育医療の自己負担分を市が申請者に代わって福祉医療費（乳幼児医療）助成の申請をするために必要な書類です。 ※委任に同意されない場合は提出不要です。
６．その他申請時の持ち物	印鑑・保険証の写し・福祉医療費受給者証（乳幼児）の写し 個人番号通知カードまたは個人番号カード

※対象の児童が２人以上の場合、１、２、５はそれぞれにご用意下さい。

３．養育医療が認定されたら

◎医療券をご自宅に郵送しますので、病院窓口へ提示してください。

◎市から養育医療自己負担金の請求がありましたら納付願います。＜※１＞

４．養育医療費について

◎対象になる費用：保健診療分自己負担額と食事療養費（保険者負担額・高額療養費払戻額を除く）
おむつ代など保険対象外の費用については養育医療対象外

◎同一世帯の方の市町村民税の課税状況に応じて養育医療自己負担金があります。
養育医療自己負担金の額は決定後に送付する医療券に記載してあります。

５．養育医療自己負担金の支払い・委任状について

（１）委任状を提出する場合

市が養育医療自己負担金の乳幼児医療の該当分を保護者の方の代理で請求します。

（２）委任状を提出しない場合

市から養育医療自己負担金を保護者の方あてに請求しますので、指定金融機関から納付してください。（納付された自己負担金の医療費分は市町村の乳幼児医療の助成の対象になりますので還付手続きができます。）

※１　養育医療自己負担金が８万円以上の受給者は、食事療養費が市町村乳幼児医療費の対象にならないことから、上記５の（１）の場合は委任状を提出しても一部自己負担金が発生し市から請求させていただくことがあります。また、（２）の場合は全額が還付の対象になりません。

提出先・お問い合わせ先
美濃加茂市役所　健康課 〒505－8606 美濃加茂市太田町３４３１－１ Tel：(0574) 25－2111（内線 392）